平成２１年（フ）第８５４号
さいたま市見沼区大字東宮下552番地８
債務者　高橋　三枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
富山市水橋舘町67番地14
債務者　安川　浩子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８９号
福井県坂井市丸岡町末政第５号15番地
債務者　川端　智也
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
福井県坂井市春江町寄安第３号27番地、旧住所福井県坂井市春江町寄安第４号34番地
債務者　伊東　真澄
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
福井市運動公園１丁目2203番地
債務者　ヤマダ　ジュリアーノ　サダオこと
ＹＡＭＡＤＡ　ＪＵＬＩＡＮＯ　ＳＡＤＡＯ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
福井市運動公園１丁目2203番地
債務者　ヤマダ　アナ　パウラ　タケナガこと
ＹＡＭＡＤＡ　ＡＮＡ　ＰＡＵＬＡ　ＴＡＫＥＮＡＧＡ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４１号
愛知県北名古屋市九之坪神明25番地
債務者　幅　　道吉
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４２号
愛知県北名古屋市九之坪神明25番地
債務者　幅　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９号
三重県鈴鹿市算所４丁目５番１号、前住所三重県亀山市南野町７番31―207号
債務者　河村　直行
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１６７号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の772
債務者　末石　秀明
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７５号
三重県津市神戸1893番地　12棟24号
債務者　髙見美千代
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７８号
三重県鈴鹿市江島町1231番地　ローズハイツ伊坂屋105
債務者　岸　スミレ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８２号
三重県鈴鹿市道伯３丁目11番17号、前住所三重県鈴鹿市小田町998番地の168
債務者　岸　　龍二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６号
三重県名張市すずらん台東３番町191番地
債務者　田中ひとみ（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８７号
三重県名張市平尾2740番地22、前住所奈良県奈良市若葉台４丁目７番19号
債務者　福島　照男
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１７４号
三重県四日市市ときわ５丁目５番28号ときわマンション109号
債務者　佐々木秀子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
三重県三重郡朝日町縄生888―１、住民票上の住所三重県桑名市野田１―17―４ＭＫタウン野田102
債務者　山口　　真
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係